

ごみ排出場所チェックリスト

共通確認事項

- ☐ ごみ収集車が後退（バック）走行をせずに、収集車の投入口をごみ排出場所に近づけることができますか？
- ☐ ごみ排出場所とごみ収集車の投入口の間に段差、壁、電柱、車両または植木鉢等の障害物はありませんか？
- ☐ 既存のごみ収集場所からの変更ですか？

⇒ ☐ はい ☐ いいえ（新規）

※変更の場合は、既存の収集場所の利用者や土地所有者、近隣住民等の承認を得た上で市と事前に協議が必要です。

その他特記事項

[]

□戸別収集（ごみを住戸ごとに玄関や門扉前道路上で回収）の場合

- ☐ ごみ排出場所のごみ収集車が容易に進入できる道路上または道路沿いですか？

□ステーション収集（地域ごとにごみを集積する場所で回収）の場合

- ☐ ごみ排出場所のごみ収集車が容易に進入できる道路上または道路沿いですか？
- ☐ ごみ排出場所では、ごみ収集車が交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切及び軌道敷地内で停車することなくごみ収集することができますか？

□ごみ置き場（マンションや共同住宅等においてごみを集積する場所で回収）の場合

- ☐ ごみ置き場は敷地内に設置しますか？
⇒ ☐ はい ☐ いいえ ※ステーション収集になります
- ☐ 四條畷市開発指導要綱施行基準第2「ごみ集積場」に掲げる基準(裏面参照)を満たしていますか？
ごみ置き場まではごみ収集車が容易に進入でき、敷地内で方向転換するスペースが
- ☐ 確保されていますか？
または、ごみ置き場を道路に面した場所に設置することができますか？
- ☐ ごみ収集車が交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切及び軌道敷地内で停車することなく収集可能ですか？

※満たさない項目のある収集方法は選択できません。全ての項目を満たす収集方法で検討してください。

※全ての項目を満たす場合でも、周辺の状況等によって収集ができないことがあるため、必ず生活環境課と協議を行ってください。

参考 四條畷市開発指導要綱施行基準第2「ごみ集積場」

1 共同住宅等については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 集積場は敷地内に設置し、収集車が容易に進入でき、敷地内で方向転換できるスペースを確保すること。
- (2) 敷地内に進入できない場合は、道路に面した場所に設置すること。
* 交差点付近は事故等のおそれがあるので不可。
- (3) 規模は、1住戸当り0.2平方メートル以上を確保すること。集積場に扉等を設ける場合は、収集作業に支障がないよう、容易に開閉できるものを設置し、原則鍵の取り付けは不可。
- (4) 必要に応じて屋根を設けること。
- (5) 集積場は勾配（排水の勾配は除く。）及び段差がないように舗装等にとすること。

2 事務所、店舗又は工場等については、別途市長と協議の上、設置するものとする。